事業主の皆さまへ

別添４

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます

2025年１月１日より以下の手続について、電子申請が原則義務化されます

- ■ 労働者死傷病報告
- ■ 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ■ 定期健康診断結果報告
- ■ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ■ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ■ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ■ じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも…

- 足場／局所排気装置等の設置・移転・変更届
  （労働安全衛生法第88条に基づく届出）
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- **時間や場所にとらわれずに手続きが可能**
- **スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了**
- **電子署名・電子証明書の添付は不要**

ぜひ電子申請をご利用ください！

厚生労働省労働基準局
広報キャラクター　たしかめたん

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
・都道府県労働局・労働基準監督署